

議案第121号

前橋市個人情報保護審査会条例の制定について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、前橋市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び前橋市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年前橋市条例第 号。以下この条及び第5条において「議会条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、市に意見を述べること。

(3) 前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年前橋市条例第 号）第16条及び議会条例第51条その他法令等の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査請求についての調査権限等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を含む。）及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。第8条において同じ。）をいう。以下この条及び第7条において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）及び議会条例第21条第5号アに規定する開示決定等、議会条例第36条第1項に規定する訂正決定等又は議会条例第43条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることはできない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第2条第1号の調査審議を行う会議は、公開しない。

(委員による調査手続)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、第5条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。) で作られる記録をいう。以下この項において同じ。) にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。) 又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。) 以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱いについての調査審議の手続)

第8条 審査会は、第2条第3号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第10条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の前橋市個人情報保護審査会の委員である者は、第4条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の前橋市個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。